

# 昭和五十七年厚生省・労働省告示第一号（社会保険労務士法別表第二第二号3等の規定に基づく厚生労働大臣が指定する団体）の一部を改正する告示案等について

## 1. 改正の趣旨

社会労務士試験の試験科目については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号。以下「法」という。）の規定により、一定の実務経験を有すると認められる者に対し、試験科目を免除することとされている。

現在、法別表第二の「労働社会保険法令事務を行う厚生労働大臣が指定する団体の役員若しくは従業者」については、厚生年金保険法又は国民年金法の科目を免除する等の措置が講じられているところであり、これを受けて、昭和五十七年厚生省・労働省告示第一号（社会保険労務士法別表第二第二号3等の規定に基づく厚生労働大臣が指定する団体。以下「告示」という。）において、厚生労働大臣が指定する団体として、「社会保険労務士法別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令の規定に基づき設立された法人」等を規定している。全国健康保険協会は、健康保険法第7条の2第1項の規定により設立されたものであるため、当該法人として位置付けられており、同協会の役員及び従業員について試験科目の一部を免除しているところ。

今般、平成22年1月の日本年金機構の設立により社会保険庁が廃止されることに伴い、日本年金機構の役員及び職員については、これまで社会保険庁が実施してきた年金の給付業務等を引き続き行うことから、現行の社会保険庁の職員と同等の試験科目の一部免除について規定することとしているが、同様に社会保険庁の組織改革の一環として設立された全国健康保険協会の役員及び職員についても、国が担ってきた健康保険の給付業務を引き続き行うものとして、現在の社会保険庁の職員と同等の試験科目の一部免除を認めるものとするものである。

## 2. 改正の概要

全国健康保険協会について、告示を改正し、「社会保険労務士法別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令の規定に基づき設立された法人」から除く。

全国健康保険協会の役員及び職員については、「社会保険労務士試験の試験科目の一部の免除について（昭和44年8月6日庁保発第16号）」を改正し、法別表第二の「国又は地方公共団体の公務員として社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者等と同等以上の知識を有すると厚生労働大臣が認める者」に位置付けることとする。

## 3. 施行日

平成22年1月1日